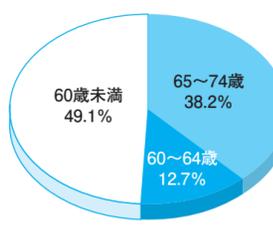
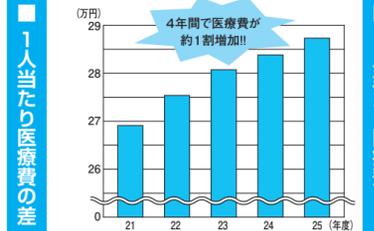
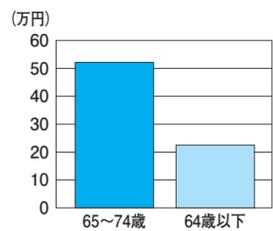


特集 国民健康保険

国民健康保険制度は、誰でもいつでも医療保険の適用が受けられる、社会を守るための大切な仕組みです。健康な暮らしを望み、健やかな生活の達成と維持のために、一人一人が優しさをもって助け合うことが大切です。誰もが安心して生活でき、公平に支え合える仕組みの国民健康保険(以下、国保)を紹介します。

お問い合わせは、国保・年金課総務担当 ☎948-6376



国保の加入者と医療費
平成25年度保険給付費総額は約365億1000万円。高齢化や医療技術の進展により、国保の医療費は年々増加傾向にあります。

国保制度で受けられる給付

どの医療機関でも保険証の提示により、窓口で自己負担分を支払うことで、残りの医療費は国保が負担します。国保では、次のような給付も行っています。

【こんなときは給付が受けられます】

状況	給付内容
医療費が高くなった	月の初めから月末までの1カ月間に、医療機関(入院・外来・内科・歯科ごと)や調剤薬局に支払った額が一定の自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が市への申請により払い戻されます。また医療費が高額になると予想される場合は、あらかじめ市へ申請して、限度額適用認定証などの交付を受けることで、医療機関や調剤薬局への支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。
子どもが生まれたら	加入者が出産する場合、医療機関へ手続きをすると出産育児一時金が市から医療機関へ支払われます。なお差額がある場合は、市への申請が必要です。
死亡したら	加入者が死亡した場合、市への申請により葬儀執行人に対し葬祭費が支給されます。
医療費など全額支払ったら	保険証を提示できず医療費の全額を支払った場合や、医師が認めたコルセットなど装具代の全額を支払った場合は、市への申請により、審査決定した額から本来の自己負担額を引いた額が払い戻されます。
交通事故などに遭ったら	交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によりけがをした場合は、市への申請により、国保を利用して医療機関で治療を受けることができます。
海外で医療機関にかかったら	海外で医療機関にかかった場合、市への申請により、日本国内における保険適用治療を基準に審査決定した額から本来の自己負担額を引いた額が払い戻されます。受診した医療機関が記載した診療内容の明細書や領収書および和訳などが必要です。(治療目的での滞在や美容整形などは対象外)
入院時の食事費用について	加入者の入院時の食事費用は、1食当たり260円を自己負担し、残りを入院時食事療養費として市が負担します。市民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」などを病院に提示すれば、食事費用の自己負担額が減額されます。

お問い合わせは、国保・年金課給付担当 ☎948-6361

保険証をお持ちですか?

平成26年4月からカード化されました。日本に住んでいる全ての人が公的な医療保険に加入し、誰もが保険証を持って、医療機関で診療を受けられることができるように法律で定められた制度です。会社を退職し、会社の資格が無くなれば、国保に加入することになります。保険証の交付には届け出が必要です。また他の保険に加入した場合も国保をやめる届け出が必要で、保険料を重く支払ったり、医療費の返還を求められたりすることがあります。下表を参考に必ず市で手続きをしてください。国保への加入は、健康保険などの資格を喪失した日を取得日となり、最長2年間までさかのぼります。

【こんなときは14日以内に届け出を】

こんなときは	必要なもの
他の健康保険(健保)をやめた	印鑑、健保の喪失証明書
他市区町村から転入してきた	印鑑(転入届け出後)
生活保護を受けなくなった	印鑑、生活保護廃止決定通知書
子どもが生まれた	印鑑、保険証、母子手帳(出生届け出後)
他の健康保険に加入した	国保と健保の保険証(健康保険加入者全員分)
他市区町村へ転出する	保険証(転出届け出後)
生活保護を受けることになった	保険証、生活保護開始決定通知書
死亡した	印鑑、保険証(死亡届け出後)
住所、世帯主、氏名などが変わった	印鑑、保険証(住民異動届け出後)
世帯を分けたり、合併したりした	印鑑、保険証(住民異動届け出後)
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなった	印鑑、使えなくなった保険証、運転免許証・パスポート・顔写真付き住基カードなど本人確認ができるもの
修学のため、他市区町村へ住民票を異動する	印鑑、保険証、在学証明書(転出届け出後)
他市区町村にある介護保険施設や特定施設(有料老人ホームなど)、児童福祉施設、障害者自立支援施設などの施設に入所するため、その施設に住民票を異動する	印鑑、保険証、施設の入所証明書(転出届け出後)
長期間入院するため、他市区町村にある医療機関に住民票を異動する	印鑑、保険証、入院証明書(転出届け出後)

お問い合わせは、国保・年金課資格担当 ☎948-6363

お問い合わせは、国保・年金課総務担当 ☎948-6376

市から「口座振替開始通知」が届きました。

市内の金融機関、支所、国保・年金課(市役所別館3階)で手続きができます。

①左記お問い合わせ先まで、電話またはファクス、メールで「住所」「氏名」「生年月日」と申込はがき希望の旨をご連絡ください。

②自宅に「口座振替申込はがき」が届きます。

③必要事項を記入し、押印したはがきをポストに投函して申し込みは完了です。

各窓口で、申込用紙に必要事項を記入、押印するだけで申し込みは完了です。

用意するもの
・届け出印
・通帳番号が分かるもの
・保険証

窓口での申し込み
金融機関や市役所支所への用事があるとき

郵送での申し込み
自宅で手続き

保険料のお支払いは口座振替で!

平成27年5月20日(水)(必着)までに申し込みると、平成27年度6月期分から保険料の口座振替が開始されます。

国民健康保険料のお支払いは、安心・便利な口座振替をお勧めしています。

口座振替にするメリット

- 保険料が自動的に納められるので、納めに行く時間がなくて安心
- 支払いの履歴が通帳を見れば一目で分かる
- 年間(1~12月)の支払額の通知が届く

納め忘れ防止
うっかり納め忘れ防止

確定申告のときに金額の確認に利用できます

申し込みは窓口でも郵送でも可

期限内に保険料を納めましょう

国保制度の安定的な運営を図るため、保険料は期限内に納付してください。

納付義務者	納付方法と納期
国保加入者がいる世帯の世帯主が納付義務者です。	下図参照。

普通徴収(納付書または口座振替)の人

6月期	7月期	8月期	9月期	10月期
6/30(火)	7/31(金)	8/31(月)	9/30(水)	11/2(月)
11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
11/30(月)	12/25(金)	平成28年 2/1(月)	2/29(月)	3/31(木)

*金融機関のほか、四国内のゆうちょ銀行および郵便局、コンビニエンスストアでもお支払いできます

特別徴収(年金天引き)の人

4/15(水)	6/15(月)	8/14(金)	10/15(木)	12/15(火)	平成28年 2/15(月)
4月・6月の1回当たりの徴収額は、前年度2月の徴収額または前年度保険料相当額(12カ月分)を6で割った金額です。8月以降の徴収額は、6月中旬に決定した年間保険料から4・6月の徴収額を差し引き4で割った金額です。※口座振替に変更を希望する人は「納付方法変更申出書(国保・年金課にあり)」を提出してください。納付書での支払いへは変更できません					

【対象】次の全てに該当する人▶加入者の年齢が65~74歳までで構成されている世帯の世帯主(他の健康保険、後期高齢者医療に加入している世帯主は除く)▶介護保険料が特別徴収されており、特別徴収の対象となる年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金など)を年間18万円以上受給▶国民健康保険料と介護保険料の1回当たりに徴収する保険料の合算額が、2カ月に1回支給される特別徴収対象年金額の2分の1を超えない

お問い合わせは、国保・年金課収納担当 ☎948-6368

知っていますか ジェネリック医薬品

医師が処方する薬には、新薬である先発医薬品の他に、先発医薬品の特許期間が終了した後に販売されるジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と薬の主な成分が同じなので、効能・効果に変わりはありません。先発医薬品より安価な価格が設定されています。開発や研究にかかる時間・費用が少ないので、経済的です。

ジェネリック医薬品を希望するときは、まずは医師・薬剤師に相談しましょう。全ての医薬品にジェネリック医薬品が存在するわけではなく、治療内容によっては適さない場合もあります。希望するときは「ジェネリック医薬品希望カード」(国保・年金課にあり)を提示して意思を伝える方法もあります。

平成26年中に所得が無かった人も申告を

保険料は前年中の所得に基づいて計算します。平成26年中に所得が無く、税の申告の必要がない人も「国民健康保険料所得申告書」を提出してください。

申告が必要な人

- 世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主も含む)
- 国民健康保険加入者
- 後期高齢者医療保険加入者(同世帯に国民健康保険加入者がいる場合)
- ※税務署や市民税課で申告済み、勤務先で年末調整済みの人、平成27年1月2日以降に転入した人は除く

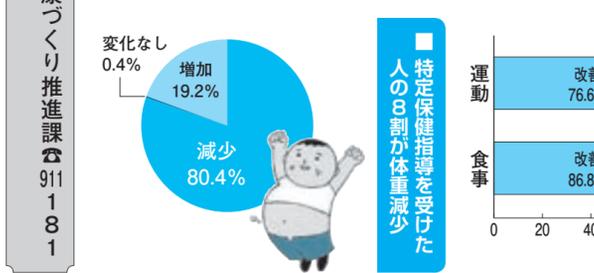
申告場所

国保・年金課(市役所別館3階、福祉総合窓口(市役所別館1階、支所 出張所) ※申し出により郵送でも受け付けます

お問い合わせは、国保・年金課賦課担当 ☎948-6365

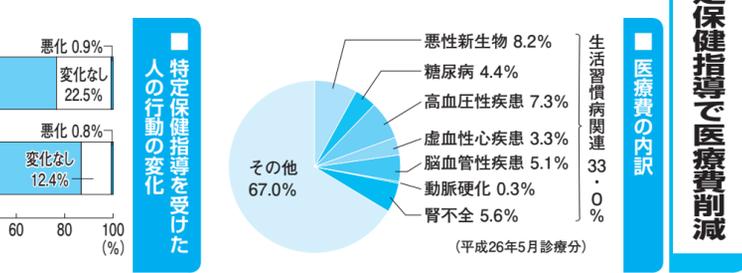
利用した人の声

「自分の体は自分で守らない」と、健康は受けていた。健康診断は受けていたが、何もせずにはいまました。でも何とかしたいと健康指導を受けました。食生活の改善や、運動のコツがつかめて、とてもいい結果が出て、本当にうれしかったです。無理せず良い習慣が身に付きましたよ。



健康を必ず受けよう!

医療費の約3割は生活習慣病が占めています。生活習慣病は生活の見直しをすることで予防が可能です。国民健康保険に加入している40歳以上の人は、特定健診を受けることができ、対象者には、5月ごろに受診券や健診のしおりをお届けします。通常1万円相当の検査が、無料で受けられ、結果に応じて、保健師・管理栄養士・理学療法士の指導も無料で受けられます。



特定健診・特定保健指導で医療費削減